

令和7年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

令和7年8月20日（木） 午後2時から午後4時まで

2 開催場所

マリオス 181 会議室

3 出席者

(1) 委員（7名出席）

望月 敦允 委員長、阿部 瑛子 委員、田村 賢一 委員、松林 由里子 委員、
役重 眞喜子 委員、吉田 敏恵 委員、雷 哲也 委員

(2) 県側出席者

（出納局）竹澤副局長兼総務課総括課長、菅原入札課長

（県土整備部）吉田建設技術振興課技術企画指導課長

ほか抽出工事説明職員

4 開 会

事務局から開会を宣言し、委員7名全員が出席しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶

○竹澤副局長兼総務課総括課長

4月から出納局副局長を務めさせていただいております竹澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、日頃から建設工事の入札の適正化に御協力をいただき、感謝申し上げます。

初めに、近年の県営建設工事や、入札の状況について、若干お話をさせていただきたいと思っております。

入札件数ですけれども、平成24年度の1,651件をピークに減少傾向となっておりまして、令和6年度は915件と、ピーク時の約55%となっております。入札不調の発生割合でございますが、平成25年度の21.4%をピークに減少傾向にありまして、昨年度は、3.6%と低い割合となっております。低入札落札の発生割合は、総合評価落札方式の適用工事の拡大や、価格評価点の打ち切り調整など、対策の取り組みの評価の結果、令和2年度から4年連続で20%を下回っている状況となっております。

また、制度の見直しといたしましては、総合評価落札方式の評価項目の見直しや施工実績のような、評価に影響を及ぼす項目を極力排除した入札方式であります「チャレンジ型」の試行導入を本年4月から行っているところでございます。

出納局といたしましては、今後の入札等々を注視いたしまして、関係部局等と連携しながら、適正な制度の運用に努めていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、本委員会において、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の一部改正について

○事務局から説明

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の改正（資料No.1）

【質疑等】

○阿部委員

ご説明ありがとうございます。

大変細かいところで恐縮なのですが、資料の1-2頁の方の改正後の部分で、赤の下線の部分「令和7年8月24日一部改正」となっているのですが、1-3頁の方ですと「令和7年8月20日一部改正」という形の記載になっているのですが、どちらが正答になりますでしょうか。

内容ではなくてちょっと大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○事務局

申し訳ございません。新旧対照表（資料No.1-2）の記載の方の誤りでございます。

改正後全文としてご用意させていただいた3ページの本内容、本日（8月）20日付の改正をお願いしたいというふうに考えておりました。

(2) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

○事務局から説明

入札方式別発注工事の状況について（資料No.2～5）

指名停止等の措置状況について（資料No.6）

【質疑等】

○阿部委員

先ほど1者入札のところのご説明があったのですが、今回のものに関しては前年度からちょっと増加傾向にあるということでご説明をいただいておりますが、近年やはりこういった傾向になっているのかどうか、特殊要因とかではなく、そういった傾向があるのかどうかというところと、そういったものをおそらく、何かしらの要因があたりになるのかなと思いますのでその辺り何かしら分析をされているようであれば、教えていただきたいと思います。

また、そういったものを防ぐ形で対策を取られてらっしゃるかと思うのですが、そういったところも、教えていただければ幸いです。

○事務局

そこまで詳細の部分について、我々の方でまだデータとしてまとめている部分で、分析的な部分としては若干弱い部分があるかなというふうに思っておりますけれども、どうしても国の補正予算の対応時期的な部分で、かなりやはり早期に昨年度末中に発注するというケースはかなり多かったものというふうに聞いております。

そういった部分もありますので、やはりその中で各事務所の中でやはり技術者さんの不足であるとか、そういった部分で、ある程度、工事（案件）の方選んでいるというところが傾向としてあり得るのかなと認識しているところでございます。

今後、どうしても上期・下期で発注してくる件数部分の差異もございますので、これは前年同期で引き続き傾向を見ながら、注視をして参りたいというふうに考えているところでございます。

(3) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

○望月委員長

議事の(3)に進みます。「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は田村委員に抽出していただいておりますので、田村委員より報告をお願いいたします。

○田村委員

抽出工事一覧表（資料No.7）

抽出に関してですけれども、7月24日に私の事務所の方に来ていただきまして、事務局に資料を持参していただいて、対象工事の抽出を行いました。

抽出工事は、資料No.3からNo.4までの工事のうち選定しました。

条件付一般競争入札の予定額1億円以上から2件、同じく予定額1億円未満から1件、随意契約から1件。これは通常と変わりございません。

抽出にあたりましては予定価格が比較的大きいところ、落札率が高いところあるいは低いところ、あるいは総合評価落札方式、価格方式、工事業種、その辺のバランスを考えて、抽出しました。

以上でお手元の資料No.7のとおり、4件抽出いたしました。

※ 以下、抽出工事に係る案件について審議

○事務局から説明

防災行政情報通信ネットワーク次世代化工事（資料No.8）

【質疑等】

○役重委員

こちらは、ネットワーク次世代化ということで既存の通信設備の更新というふうに理解しましたけれども、こちらの落札業者さんは、この既存のシステムの設置を担当した業者さんであるのか、それと関係ないと業者さんでしょうか。そこ確認させてください。

○事務局

こちらについては、既存の設備がこちらの業者さんの方で担当していただいていたということでございます。

○役重委員

はい、わかりました。

こちらの設計の仕様については、特段、元の業者さんにしかできないようなあるいは元の業者さんが極めて有利になるような、そういった内容ではなかったという理解で大丈夫でしょうか。そこだけ確認させてください。

○事務局

特段、設計者・現在の設備の所有者、設備のメーカーでなければならなかったというような内容にはなっていなかったというふうに認識いたしております。

○望月委員長

すいませんこれはあれですかね、一定の期間ごとに必ず行われていくやつなのでしたっけ。

それとも、何か特殊な事情が出ての変更みたいな話なのでしたっけ。

○防災課

今回の工事に関しては、今運用している第2世代の運用開始から10年以上経過し老朽化が進んだということと、あとは、無線網を管理している自治体衛星通信機構さんの方から令和9年度までに今運用しています第2世代のネットワークも『運用終了します。今度第3世代化しますよ。』というふうな通知があったことで、第3世代化の工事を発注することとなりましたので、特定期間で一定ごとに来るというふうなものではないと認識しております。

○望月委員長

ちょっとあれな例えですけど、“Windows”のサービスが終了するから切り換えてみたいいなそんなニュアンスのあれなのですかね。

○復興防災部

そうそうですね、いわるって感じはそうですね。

“Windows11”に今度移行してくださいねと言っているように同じ認識でお間違いないです。

ただ、今回はパソコン変えなくても大丈夫な Windows とは違って、パソコンも変えてください
ねっていうふうな形になりますので、機器類を更新する工事になっております。

○望月委員長

ありがとうございます。

そうするとソフトメーカーの方から変えてくれるのが入って今回の手続きに入ること
になって、だから特定の業者じゃなきゃできないっていう話でもなかったし、広く募集をかけたの
だけども落札したところがたまたまその最初の業者と一緒にだったと、そういうような流れだった
ということですかね。

○防災課

はい。そのとおりです。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。特段なければ進めたいと思います。ありがとうございました。

○担当部局から説明

農村地域防災減災事業白銀沢堤地区第2号工事（資料No.9）

【質疑等】

○望月委員長

では本事案について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

ちょっと的外れかもしれませんが、これは、よくある工事の類なのですよ。そんな珍
しい工事ではないですよ。

○県南局・農村整備室

ため池はあまり数ないのですけれども、堤防の築堤となるとそんなに珍しくないとは思いますが、

堤を構築するような工事としてはそんなに珍しくないとは思いますが、ため池工事となると最
近ではあまり無いです。

○望月委員長

なるほど、ため池であることの特殊性みたいなのは別にあるわけでは…。

○県南局・農村整備室

特にないんです。工事としては、いずれ土を盛って密度管理しながらやっていくという工事にな
りますので。

○望月委員長

ありがとうございます。

入札金額がすごい、こう（入札者同士）近いところでまとまっているから、皆さんの積算結果
がかなり近いところから出て開きがないなと思ひまして、ちょっとよくある工事に類するもので、
皆さん普通に計算ができてこうなったのか、ちょっとため池って聞くとどんなのかなとか思っ
ちゃったりもして。

ありがとうございました。

はい。では田村委員お願いします。

○田村委員

「入札調書」の「技術者の要件」で入札額が比較的安い業者で、及常建設（株）と高惣建設（株）、
これらがこの中で「技術者の要件」が1点台なのですが、この1点台という低い点数が付いてい
る理由とは何でしょうか？

○奥州審査指導監

「技術者の要件」欄の点数が低いっていうことは、技術者の方の施工経験が低いという…いや、
行ったことがない方がいらっしゃるといいう可能性が高いというふうに考えております。

○田村委員

それは施工経験がない人がそこの現場の責任者なり指揮者になっているということは、何かで確かめられているのでしょうか。

その指名があつてこの人の過去の施工実績を事務局の方で把握されていて、この人はこの仕事をやったことないねっていう、そういう形で確認してっていうことですか。

○奥州審査指導監

総合評価落札方式でございますので、様式3-1-1号（技術提案項目A申請様式）に基づきまして、施工経験を記載して（参加申請の際に提出）いただくこととなっております。

従いまして、その中に施工経験が含まれてない、または配置予定技術者の工事成績評点が低いとか、そういうふうな関係で点数が低いものと考えております。

○望月委員長

他にありますか。僕の方から1ついいですか。

入札額なのですけれども、業者の間での価格が結構統一されている数字が出ていて、でも、予定価格から見ると、低入札になっているというので、県との間では開きが結構出ているように見えるのですけれども、これって何か心当たりはありますか。

○県南局・農村整備室

心当たりは無いですね。

○望月委員長

なんか、ある程度ばらつきがあつてだったら…何かちょっと、金額がそろっているとちょっと考えちゃうものが出てきちゃうものですから。

何故この統一感のある金額で皆さん（札が）入っているのかなとかちょっとと思ったりして。

○県南局・農村整備室

積算の精度が高いとか、そういうことなのかなと受けとめていますけれども。

○望月委員長

県の方とも開きがなければ本当にそうなのかなと思えるのですけど。

その低いラインでみんなが統一していると、ちょっと9割ぐらいで足並みそろえちゃう案件とか、見なかったわけでもなかったりして、少し気にはなっちゃうなどは思ったのですよね。低入札まで落としているからちょっとあるかどうかかなと思うのですけれども、少し気にはなりました。

○雷委員

ちょっと今の田村委員と望月委員長の関連なのですが、今回の入札の設計書、これは、数量は公開しているのでしょうか。

○奥州審査指導監

はい、数量公開しております。

○雷委員

わかりました。ありがとうございます。

○望月委員長

すいません、いろいろ気になってしまう質なので、これがついていう趣旨ではないのですけれども、今回、広く業者の募集とかもされていると思うのですが、もし参入するメンバーが同じで、なぜか価格が揃ってくる、とかいうところとかも見えたりすると、ちょっと怖いなどは思うのですよね。

なので、県の価格と他が開いていて業者が一致している案件っていうのは、一応なんか記憶はしておいてもいいのかなとは、気になる価格の入札だなどは感じております。個人的にですね。ちょっとそんなところを感じた次第です。

ため池とかそういうところで、何か変わったところはないのであればわかるのですが普通によくあるものとして還元できるのだとすれば、やっぱりずれる理由は、何かこうあるのな

らあれですけど特に思い当たらないってなってくると、少し気にはなるかと思っております。

あと他に何かなければ進めたいと思いますが、よろしいですか。

はい。役重委員お願いします。

○役重委員

すいません、ちょっと久しぶりで忘れたかもしれないのですけれども。

この低入札で落札されたということで、(入札調書の)備考欄に表示があるのですけれども、他の低入札一調査基準価格を下回った形、という入札があるわけですが、これに関しては特段、この備考に「低入札」と表示するといった、ペナルティ等につながらないことでしょうか、特に記録に残していないという扱いでよろしかったのでしたっけか。その確認です。

○奥州審査指導監

はい。低入札落札または低入札をしたがために、何かしらペナルティというものはつかないこととなっております。

○事務局

役重委員ご指摘の入札調書の記載の備考欄の内容についてでございますけれども、基本的には落札候補者になった順番で、あるいは途中で失格基準価格未満になって失格するといったような場合(低入札の)記載が出てくるというところでございます、今回の場合は失格基準価格未満で失格だった業者がおりませんので全者まずその段階はクリアしたと。

その次は、総合評価点順で1番目のものから順に審査をして、一番目の者で落札者は決定したと。

もしこれが、ここで、例えば失格等が出てくると次の方に行くということで備考欄の記載が出てくるという、低入札保留失格ですね。そういう表現で記載が出てきて、落札者が出てくるまで、備考欄の記載が追加されていくような中身になっております。

○望月委員長

他にありますでしょうか。なければ、進めさせていただきます。

○担当部局から説明

一般国道 340 号小国地区ほか舗装補修工事 (資料No.10)

【質疑等】

○望月委員長

本事案について、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○松林委員

10-11 頁(入札調書)の「地域精通度等」のところ、松田建設さんが 0.0 点となっておりますが、これは地域の違いなどによるものなのか、どのように評価されているのか教えていただけますでしょうか。

○宮古審査指導監

複数の項目があるわけなのですけれども、特に本社がこの工事場所の市町村内にあるか、振興局管内にあるか、なければ、0点というような。それだけではないんですけれども。そういった観点で、松田建設は0点になっているということになります。

○松林委員

複数の項目で評価されているということなのですが、大船渡と遠野というのが、宮古からすると、それほど距離的に違わないような気がしてしまいまして、管理されている行政の区域によって決まってしまうのかなというのが、少し気になったので質問いたしました。

○事務局

地域精通度等の評価項目の内容ですけれども、内容といたしまして先ほど宮古審査指導監の方からご説明させていただきました“地域内拠点の有無”というところがございますけれども、その

他にも災害活動の実績とそれから雇用対策の実績、あとそれから無償奉仕活動の実績、維持修繕業務の実績ということで、それぞれ行っているというふうに申請されればですね、一応加点した段階では、一旦、開札としては確認をするということになっております。

今回の場合、ちょっと私も相手方からの総合評価技術提案書の方を見ておりませんので、一般論として申し上げますけども、それぞれの手続きについて特段の申請がなかったということで、0点ということで申請されたというふうに考えております。

○望月委員長

私も松林委員と同じ意見を感じておりまして、何となくですね、県内の業者が優遇されるのはすごくいいことだなと個人的には思っています、岩手県にとって県を潤わせていくためには必要だと思うのですが、逆に言えば県内の業者の中で大きな差が出るっていうのは、あまり好ましいことでもない部分があるのかなと。

松林委員も仰ってましたが、明確な要件がどの要素で加点されているかわからないですけども大船渡と遠野っていう場所の違いだけでもし2点の開きが出てしまっているとすると、ここはちょっと検討していただいてもいいのかなと思う部分はあります。

○事務局

今回の評価基準の内容から判断いたしますと、どちらも、振興局管内でも宮古地区ということになっております。判定基準は本社の所在地ということになっておりますので、どちらも宮古に本社がないということですので、地域内拠点の有無に関しては多分点数は0点で、どちらも申請してきているというふうに考えております。

先ほど私の方から申し上げた4つの項目の方で、2.0点、明和土木さんの方は申請しております。松田建設さんは多分申請がなかったというような内容になるのかなというふうに考えております。

○望月委員長

ありがとうございます。すっきりしました。

その上で敢えてなんですけど、岩手県の県外業者が出てくるのならば、県内にはちゃんと下駄を履くような制度になっているといいなと個人的には思う次第です。

田村委員お願いします。

○田村委員

10-4頁の「地理的条件優先順位表」について、これは工事の現場は川井に近いところなので、現場に近いのは釜石より盛岡の方が近いのですが、何で近い盛岡の方が釜石より点数低いのでしょうか。

これが実態を見ずに形式的に票を作ってそれを当てはめているのじゃないかなというふうに懸念したものですから、質問させていきました。

○事務局

これにつきましてはですね、すいません、お手元の例規集の方をご覧いただきたいと思います。

地域要件の優先順位表につきましては例規集の7番の11ページをご覧いただきたいと思っております。

工事場所につきましては、管内の各市町村ごとに設定をさせていただいております。それぞれの市町村の市役所もしくは町村役場と振興局等庁舎が距離で近い順ということで、一律で設定をさせていただいているところでございます。

委員ご指摘のとおりですね、市町村の合併前であれば、川井村ということで設定をさせていただいて、川井のところからということになって多分この要件とは違う形で当然、宮古ですと市役所ということで直線上いけば、釜石管内の方が近いということになりますが。

なかなかこの辺はですね、確かに宮古市とか岩泉町とかかなり面積が大きいところというところはなかなかあまり細かく分けるとですね、またそれはそれでどこの部分が適用するだとか、な

かなか制度が複雑化してくるというところがございますので、現段階では、市町村の市役所、町村役場の本庁所在地のところを基準にさせていただいて、目安を設定させていただいているというところがございます。

○田村委員

大昔、紙の地図で距離を測ってというのだったら、ちょっとさすがにそれまではと思いますけど、今の工事現場から本社の場所までの距離なんて、パソコンで検索すればすぐ出ますから、こういった形式的なものじゃなくて、実際にレスポンスに近い会社に高い点がつくような表にしていた方が、現代には合っているのじゃないかと思っておりますので、そちらの方のご検討をよろしくお願いたします。

○望月委員長

他に御意見等ありますでしょうか。はい。役重委員、お願いたします。

○役重委員

先ほどの地域精通度のことに関してですけれども確認ですが、今日、追加で配付していただいたこの赤いタグの資料（非公開資料No.10-2）の一番後ろが明和土木さんの技術評価結果になっていて、その中の地域精通度の内訳がここにあるということですのでよろしいですね。地域内拠点の有無ってところで1.5点、さらに災害活動とかそれ以外の無償奉仕とかいろんなところで加点がされているっていう理解ですので、もう1者さんはこの点数が入ってなかったっていうことですのでよろしいですかね。その確認でした。

○望月委員長

すみません、僕が口をはさむ話じゃなさそうな気がするのですが、今の案件の方は、資料No.10-2の方ではないですか？今回について言うと、地域内拠点の点数っていうのは0で入っているっていうことよろしいですか。

○宮古審査指導監

ちょっと私の説明がよろしくなかったかもしれません

○事務局

今回の案件、最終的に資料No.10-2が落札候補者になって、最終的なものということで挙証資料をお出しいただいて、確定させた点数ということになります。

確定させた点数が、10-2-1頁（非公表資料）の方で、その内容を判定した根拠等を記載しておりますのが10-2-2頁の方ということでございます。ですので、地域精通度に関しましては、明和土木さんの方がこの内容で2.0点ということで、判定を確定させたというところがございます。

○望月委員長

他に何かありますでしょうか。特段なければ進めたいと思います。ありがとうございました。

○担当部局から説明

施設総合管理所集中監視制御システム更新工事（資料No.11）

【質疑等】

○望月委員長

説明ありがとうございました。

それでは、本事案について御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

松林委員お願いたします。

○松林委員

こちらのプロポーザル方式というのは、こちらの会社が選ばれたという過程に関しては、このプロポーザル選定委員会で適切に行われているか、すでに審議されていると考えてよろしいですね。こちらに関しては今我々が（この場で）考えるところではないということですのでよろしいので

しょうか。

資料がないのでわからないなと思って、すいません。実は、どこをちゃんと見ればいいのか私
がわかってなくて、何を検討して、どこを質問すれば良いのかなと思いながら見てしまったので
すが。

ちょっと1つ伺いたいのが、先ほど河川の流入量の監視システム、予測のシステムも入れると
いうので、難しい（工事の）内容だという説明だったのですけれども、それに関しても、最初に
公募する時点で、リクエストといいますか、条件として提示された上で、その公募を受け付けて
いるのかそれとも、こちらの会社が決まった後で、その内容を提案いただいた上で行ったのか伺
ってよろしいでしょうか。

○企業局

はい。まず、最初のプロポーザルの内容について審議されているのにかけてことですので、
企業局内では審議して、適切に選定はされております。特に外部評価委員なども入れております
ので、企業局の中だけの委員ではない事を申し付け加えたいと思います。

それから、AIなどによる流入予測については、プロポーザルの時点で、そういう機能という
かがあることというようなことが盛り込まれておりました、はい。

○望月委員長

雷委員お願いします。

○雷委員

ちょっと関連なのですが、先ほど2者応募があつて1者が辞退したつていう、辞退の理由つ
ていうのがあつたと思うのですが、あとその他に（選定審査の）総評点が「577点/840点」と
いうことで、結果が出ているのですが、これが何点で失格になるとういうような基準を設けて
いるかということについてお願いします。

○企業局

はい、評点に関する失格基準ですけれども、何点以下というか、いくつか項目があるのですけ
れども、その中で0点の項目があると失格となるとされております。

それから辞退されたところについてですけれども、その理由ですけれども、参加辞退書の理由
を述べさせていただきますと、『要求水準を満たすことが困難であると判断したため、参加辞退い
たします。』というふうに記載されております。

○雷委員

ちなみに本体つていうかですね、当初の設備も、富士電機さんが設置したものなのでしょうか。

あとは維持管理つていうものも定期的に行っているのでしょうか。その維持管理についても、こ
の富士電機さんがやっているかどうか、その辺もお願いします。

○企業局

はい。最初の質問ですけれども、現在あるシステムは富士電機さんが設置しております。

また、維持管理とかメンテナンスについても、富士電機さんが毎年なさっております。

ただその富士電機さんの前はまた別の業者さんが、監視システムを構築されていたことはあり
ます。

○雷委員

何回もすみません。前にも言ったことがあるのですが、1者独占のような形をとっていると、
どうしても金額は下がらないのですよね。それと会社が仮に倒産した場合に、わかっている人が
いなくなるつていうような、そういうことにもなるので、できればこういう公共的な施設つて
いうのは、標準的な設計にしといて、誰が見ても、維持管理ができるような、そういう形をとれる
のであれば、そういうふうにしていくべきなんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○望月委員長

雷委員の仰るとおりなのじゃないかなと思ひまして、ちょっと内容理解できてないせいかもしれ

れないのですが、この案件はちょっとプロポーザルっていうのが適切だったのかどうかちょっと僕よくわからなく、あまり特殊であってはいけない設備のような気がするのですがけれども。素人なので、そのシステムの内容を理解できないかもしれないのですがけれども。

何かこう企業の独自の想像力とかが生かされていていい場面ではないのかなという気はしました。プロポーザルって多分そういう特殊な方向性にちょっと舵切っている案件だと思うのですが。意見ですよ。

他に何かありますでしょうか。特段なければ、時間少し余裕はありますけど進めたいと思います。

(4) 県営建設工事に関わる入札の取りやめ状況及び落札率について

○事務局から説明

入札の取りやめ状況について（資料No.12）

県営建設工事入札方式別落札率データ（資料No.13～15）

【質疑等】

○望月委員長

御説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

松林委員、お願いします。

○松林委員

私ちょっと、わからないながらと言いますか、資料の中、例えば15-2頁とかですね。あと13-2頁などの資料を拝見しているのですが、工事の業種別で、随意契約がどうなっているのかなとチラッと見ていたのですが、やはりこれ、電気工事の部分っていうのが随意契約は割合的に多くなるのかな、と。

以前からある電気工事って言って、ネットワークが入っているようなものは、難易度も高くなるのか、同じ業者さんが引き続き行うものが多いのか、それとも各工事の価格がそれほど大きくないのかなど、もしわかれば教えていただきたいなど。

当然なのですが、舗装工事なんか見ると随意契約ってゼロだったりするのだなど、改めて見て思っているところでした。

○事務局

私どもは知事部局の資料No.13についてですが、件数的に確かに他のものと比べると、やや大きいかなというところではございます。

なかなかこれに関しましてはですね、先ほど今回の要領改正で説明してはいますが、初めての工事一覧表（資料No.2～3）は少額随契を除いているのですが、こちらは少額随契が入った内容の部分です。

知事部局に関して申し上げますと多分、少額随契（250万円以下）の分しか、この額（電気工事の随契の予定価格計が約）1,900万円ですので、多分、少額随契の方が多いい。

どうしても細かい、小さい電気設備の工事をお願いするものが多いので、結果としてケースとして多くなる。ただ、額的にはそこまで平均落札率が高いとかっていうことではないので、普通に近い競争、見積とって結果的に安く済む形が多いのだろう、というふうに認識しております。

資料No.15に関しては企業局さんの方ですので、私の方から説明するのもあれですが、やはり先ほどから申し上げているとおり企業局さんで電気事業お持ちですので、やっぱりそういった部分ではなかなかこう、ある程度複雑な特殊な設備というところも理由としてはあり得るのかなど。

やっぱり発電施設等をお持ちですのでその中でどうしても特定の者でないと対応できないというような理由が、どうしても出てくる部分はあるのかなというふうに考えております。

○松林委員

先ほども雷委員からの御意見で、特殊化させることが危険なんじゃないかっていうお話だったかと思うのですが、そちらもですかね…。

○雷委員

全般的にいえることだと思うのですが、ダムの管理とかですね、そういうシステムなんかは、結構、特定のメーカーさんが入ってやっているような印象があって、そういうところは可能であれば地元の電気屋さんとかでも見られるような、なるべくシンプルな設計にしておく。

更新にあたってですね、どんどんそういうふうに標準化していったほうがいいのじゃないのかな、と。

そうすれば競争原理も働いてくるし、工事費ももっともって価格も下がるのじゃないかなってというような、ちょっと漠然とした私のイメージなのですが、以上です。

○事務局

私どもは入札の担当ですので、結局は、こういう案件で発注したというのを確認させていただくセクションですので、実際は工事を所管している農林水産部や県土整備部の方が実際は考えていくことになろうかとは思いますが、

例えば実際、一括で随意契約ということであれば事前に確認をさせていただきますので、その中でやはりある程度、特定の者ということに関しては特に、ある程度幅広く他の業者から、普通の、今やっている業者でない方も、手を上げられるような形の仕様にできないのかという観点での確認は引き続きしていきたいというふうに思っています。

できるだけやはり、特にその理由が妥当・適切であるかどうかは、我々も発注の段階できちんと確認するような形にさせていただいておりますので、その部分についてはしっかり引き続き対応して参りたいというふうに考えております。

○望月委員長

ありがとうございます。他にありますか。

無ければ、先ほどの雷委員のお話の、災害に強いとかっていう観点から見ても、ライフラインの関係は特にあんまり専門化は進まないほうがいいのだろうな、ちょっと漠然と感じる次第です。

特に他に質問がなければ、以上をもちまして、議事を終了させていただきたいと思っておりますので、事務局にお返しいたします。

4 その他

○事務局

望月委員長には、長時間にわたり、議事の進行いただき、ありがとうございました。

「4 その他」でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。特に無ければ、事務局の方から申し上げます。

○竹澤副局長兼総務課総括課長

委員の皆様には、熱心にご議論いただきありがとうございました。

当委員会の委員の皆様のご任期中でございますけれども、本年の12月11日までとなっております、部会で調査が必要な事案が発生した場合には、対応をいただきますけれども、定例会はこれが最後となります。

委員の皆様におかれましては、令和5年12月から2年間にわたり、当委員会の運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。深く感謝申し上げます。

なお、次の任期、12月12日以降の委員の就任につきましては、また別途、皆様の方にですね、御相談をさせていただきたいと思っておりますので、その際にはぜひよろしくお願いいたします。

5 閉 会

○事務局

それでは以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思います。
ありがとうございました。